

【回答要旨(府職労土建支部)】

1. 従来からの確認事項、労使慣行については、今後とも支部との良き労使関係を維持する立場から、誠意をもって対処してまいります。また、労務管理についても適切に行ってまいります。

2. 職員の勤務条件に関わる諸事項の改正については、所要の協議を行ってまいります。

3.

(1) (2) (3)

過度な時間外勤務、休日出勤については、職員の健康面から問題があると考えられるため、是正に努めてまいります。

年度途中の人事異動については、その緊急性、必要性を十分検討し、組織体制の確保が図られるよう、後任の補充に努め、欠員による休日出勤、時間外勤務が生じることがないよう人員配置を含む事業推進体制の確保に努めてまいります。また、労働条件についても、関係部局等と適切に調整してまいります。

(4) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

なお、産前産後特別休暇及び育児休業の取得に対する代替措置につきましては、非常勤職員での対応を基本としつつも、効率的な業務執行体制を確保しつつ、次世代育成の観点から、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりを行うために、一定の要件を満たす場合には、可能な限り常勤職員の配置がなされるよう適切に対応してまいります。

(5) 業務上必要な講習会等の参加により、他の職員が時間外勤務を行うことのないよう業務執行体制の確保に努めてまいります。

(6) 職員採用や中堅職員等による技術の継承により、専門性の維持や活気ある職場づくりに努めてまいります。

(7) 有給休暇取得促進のための業務執行体制の確保に努めてまいります。

(8) (9)

職員の市町村等への派遣については、市町村等からの要請に基づきその必要性を十分検討し、受入条件の整備の状況を踏まえ、派遣要請に応じるようにしています。派遣にあたっては、職員の勤労意欲を阻害しないよう十分配慮しつつ、適材適所の見地に立って行ってまいります。また、公益法人等への派遣についても、従前どおり、派遣法の趣旨を踏まえ適切に対処してまいります。

なお、福利厚生を含む労働条件については、制度上の問題であるため、担当部局に伝えてまいります。

(10) 大学院修学支援制度においては、一定の要件を満たせば職員の自主的な能力開発を支援しています。

ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(11) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(12) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

4.

(1) 勤務時間の問題は勤務条件の基本に関わる制度上の問題ですが、ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。また、年次有給休暇の取得推進等は、部の働き方改革としても推進してまいります。

(2) (3) (4)

時間外勤務等の適正化については、「ゆとりの日及び週間」の実施や、「ゆとり推進月間」における様々

な取組み等を通じて、その実効性の確保に努めているところです。

平成 17 年度から、年間 360 時間の時間外勤務命令の上限規制を導入するとともに、平成 21 年度から、午後 9 時までに執務室消灯なども行っており、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところです。

また、大阪府庁版「働き方改革」（第 1 弾・第 2 弾・リニューアルバージョン）により長時間労働の抑制に取り組んでいるところです。

更に、平成 31 年 4 月より「職員の健康保持や人材確保の観点」等から長時間労働を是正するために、人事委員会において勤務時間規則が改正され、時間外勤務を命ずる時間の上限等が定められているところです。

また、時間外勤務縮減と職員のさらなる意識改革を目的として、原則、勤務時間終了後に職員端末機を自動的にシャットダウンするシステムを令和 4 年 1 月から導入されたところです。

都市整備部においては、時間外勤務縮減の取組みとして「イチイチ運動」を推進するなど、働き方改革に努めているところです。今後とも、各職場への一層の徹底を図るとともに、それぞれの取り組みにより実効性が確保されるよう努めてまいります。

- (5) 予算編成作業等については、勤務時間内に行うよう努力するとともに、急な資料作成要求などはないよう関係部局へ要請し、計画的な業務執行に努めてまいります。
- (6) 夜食は原則として廃止されていますが、水防等緊急配備時に必要なものについては、引き続き確保に努めてまいります。
- (7) 今後とも休日出勤等が生じないよう努力してまいります。また、休日出勤や勤務条件の変更が生じた場合は、適切に時間外勤務手当を支給してまいります。
- (8) 再任用職員を含む職員の恒常的時間外勤務残業、休日出勤については、是正に努めてまいります。
- (9) ご要求の趣旨については、担当部局に伝えてまいります。
- (10) 人員配置については、事業実施に見合う適正な執行体制が確保されるよう努めてまいります。職員の兼務発令については、期間や業務内容など必要性を考慮してまいります。
- (11) 勤務公署に到着する前に水防作業を行う場合は、安全確保に十分配慮してまいります。なお、水防業務にかかる時間外勤務手当については、適正に支給しているところです。
- (12) 通勤手当については、統一的に、総務事務システムの通勤経路検索ソフトに基づく検索結果のうち、6 箇月定期の価額が最も安価となる経路を認定経路としておりますが、職員から届出があった場合は、同経路と比較して、「所要時間が 10 分以上短縮かつ所要額が 2 割増の範囲」となる経路を認定経路に設定できるなどの運用をおこなっているところです。また、令和 6 年 4 月から、未就学児の子どもをもつ職員を対象に、従来の認定基準に加え最安経路と比較して「時間短縮又は乗換回数減等」かつ「所要額が 2 倍増の範囲」となる経路を認定経路とできるよう見直しされました。

引き続き、ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

- (13) 災害等の発生により、通勤手当上の経路と異なる経路により通勤した場合については、令和 2 年度から、通勤費用負担額を旅費により支給することとなりました。

非常参集等で必要な業務に就いた場合の災害手当の取得についてのご要求については、担当部局へ伝えてまいります。

- (14) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

また、4 週間単位の勤務時間の割り振り変更（フレックスタイム制度）については、「大阪府版フレックスタイム制度運用の手引き」に基づいた取り扱いとするように、所属に周知してまいります。

(15) 仕事の質を高め組織パフォーマンスの最大化を図りつつ、働く職員の心身の健康確保・ワークライフバランス・女性活躍の促進等を加速させるために、「上司の働き方をかえる」「柔軟な働き方を提案」「長時間労働を是正」をキーワードに、大阪府庁版「働き方改革」を進めていきます。引き続き、時間外勤務の事前申請の徹底や業務の平準化を図るなど、従来の取り組みと合わせて、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

(16) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

また、定年延長については、必要に応じ、随時情報提供いたします。

(17) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(18) 時間外に電話対応等の業務に従事した場合の時間外勤務手当は、今後とも適正に支給してまいります。また、オンコール手当については、担当部局へ伝えてまいります。

5.

(1) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(2) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(3) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(4) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(5) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(6) 特殊勤務手当については、人事制度改革の一環として、府民の理解を得られるものとなるよう、平成21年度見直しを行ったところです。ご要求の趣旨については、今後とも、機会あるごとに、担当部局に伝えてまいります。

(7) 出張や在宅勤務でも使用できるように通信機能付きの職員端末機に順次更新されているところです。引続きご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(8) 部内会議等を通じて周知してきましたが、ご要求の趣旨を踏まえ改めて周知してまいります。

(9) 職員の昇任については、人事委員会規則に規定する基準や組織上の必要性（ポスト補充）に基づき、勤務実績、勤労意欲、知識、経験、管理者としての適性等幅広く多面的な角度から検討を行い、加えて公正、平等、職員のモラルという点に留意し総合的に行っています。昇任基準に関するご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(10) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(11) 時間外勤務命令の上限規制対象外業務について、天災その他非常災害、突発的な事件事故など、真にやむを得ない事情に限るよう所属周知を図っています。

また、休日出勤の件につきまして、ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(12) 職員の兼務発令について、今後も業務の必要性や頻度を考慮し対応してまいります。また、兼務職員の勤務実態についても、実態把握のうえ、対応をしてまいります。

6.

(1) 令和5年3月に改正された「情報機器作業のための労働衛生管理基準」の趣旨を各所属・職場に周知・徹底するとともに、VDT作業における作業環境管理、作業管理、健康診断等について、安全衛生管理体制のより一層の整備を行うため、同基準を有効に活用してまいります。

(2) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(3) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(4) (5) (6)

ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

特別休暇については、令和2年4月より子育て部分休暇、不妊治療休暇及びボランティア休暇の導入等がされました。

また、結婚休暇の取得期間や非常勤職員の休暇制度の件につきまして、ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(7) ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(8) 女性職員の深夜労働については、今後とも適切に対処していきます。

また、生理休暇については、管理職等に特別休暇の制度内容を周知するとともに、ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(9) ご要求の趣旨にある制度拡充については、担当部局へ伝えてまいります。

なお、現行制度については、部内の周知を図ってまいります。

(10) 職場でのパワー・ハラスメント防止、セクシャル・ハラスメント防止及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止については、令和元年6月に公布された関連改正法に基づき、令和2年4月、人事院において、パワー・ハラスメントの防止等を定める規則が制定されたことから、令和2年6月、府においても、パワー・ハラスメント防止等にかかる指針を改定されたところです。

引き続き各部の取り組みとして、管理監督者等を対象としてセクシュアルハラスメント、パワー・ハラスメントの研修を実施するとともに、働きやすい職場の確保に取り組んでまいります。

(11) 業務上発生した裁判については、総務部法務課（訟務・コンプライアンス推進G）を中心とした組織的な体制による対応を行っており、また、職員個人への損害賠償請求訴訟に対しても、平成20年度より組織として訴訟の遂行を支援する制度に基づく対応を実施しているところです。

(12) ご要求の趣旨については、必要性を精査のうえ配備するとともに被服として貸与されるよう担当部局に伝えてまいります。

(13) 災害時対応における連続勤務時の休息時間等の確保については、適正な休息時間等が確保できるよう努めてまいります。

(14) ご要求の趣旨については、担当部局に伝えてまいります。

(15) 申請手数料が必要な窓口での受付業務について、職員の勤務に負担がかからないよう努めてまいります。

(16) 安全衛生の向上など、引き続き職場環境の改善に努めてまいります。また、庁舎管理にかかるご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

(17)

① ご要求の趣旨については、担当部局に伝えてまいります。

② 事務机を更新する際は、VDT作業のための労働衛生管理基準の要件を満たすものを購入しています。今年度、大手前別館庁舎においては、OA機の割合が100%となりました。

また、執務室のPタイル破損個所については、改修するよう担当部局に伝えてまいります。

さらに、アスベスト対策については、アスベスト対策推進会議資料を各所属・職場を周知するとともに、ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。

③ ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。なお、更衣ロッカーについては、予算・スペースの制約もあり、今後の検討課題とします。

- ④ ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。
- ⑤ 執務室等の照度については、常に適正に保たれるよう、担当部局に伝えてまいります。
- ⑥ ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。
- ⑦ ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。
- ⑧ ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。
- ⑨ ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。
- ⑩ ご要求の趣旨については、担当部局へ伝えてまいります。